

# 事業承継・引継ぎ補助金 について！

2023年 1月 9日

夢と技術の経営研究所

# 目次

1. 事業承継・引継ぎ補助金とは
2. 補助対象となる中小企業者等
3. 申請類型
4. 各補助金交付までの流れ
5. 経営革新事業－1
6. 経営革新事業－2
7. 専門家活用事業－1
8. 専門家活用事業－2
9. 廃業・再チャレンジ事業
10. まとめ

# 1. 事業承継・引継ぎ補助金とは

## ◎ 事業承継・引継ぎ補助金

事業承継・引継ぎ補助金は、事業承継を契機として新しい取り組み等を行う中小企業・小規模事業者等及び、事業再編、事業統合に伴う経営資源の引継ぎを行う中小企業・小規模事業者等を支援する制度です。



事業承継・引継ぎ補助金

-  補助対象者  
事業承継を契機として新しい取り組み等を行う中小企業者等及び、事業再編・事業統合に伴う経営資源の引継ぎを行う中小企業者等
-  補助対象事業  
経営者の交代又は事業再編・事業統合を契機とした承継者が行う経営革新等に係る取組及び事業再編・事業統合に伴う経営資源の引継ぎを行う取組
-  補助対象経費  
補助対象事業の遂行に必要な経費であり、補助事業期間内に契約・発注を行い支払った経費  
なお、補助事業期間終了後の実績報告で提出する証拠書類等によって金額・支払い等が確認できる経費（原則、相見積の取得が必要）

## 2. 補助対象となる中小企業者等

### 対象となる中小企業者等とは

業種分類	業種詳細	資本金の額又は出資総額	常時使用する従業員数
製造業その他	ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
	上記以外	3億円以下	300人以下
	卸売業	1億円以下	100人以下
	小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	旅館業	5千万円以下	200人以下
	ソフトウェア・情報処理	3億円以下	300人以下
	上記以外	5千万円以下	100人以下

↓  
どちらかの基準を満たしている  
法人又は個人事業主

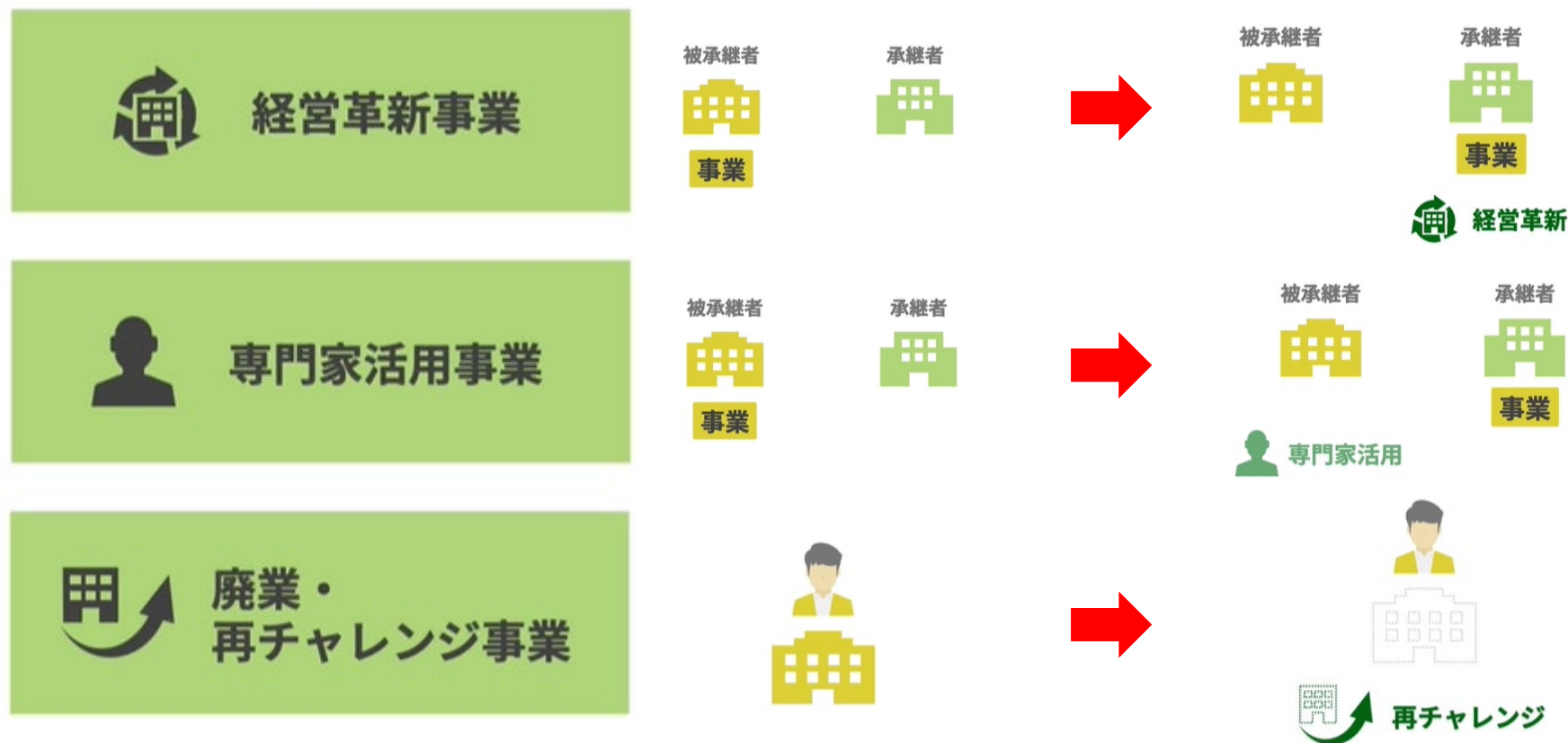
### 中小企業者等に含まれない方

- 社会福祉法人、医療法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）
- 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者等
- 交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者等

### 3. 申請類型(TYPE)

#### ◎ 申請類型(TYPE)

本補助金は、事業承継・引継ぎ補助金(経営革新事業)、事業承継・引継ぎ補助金(専門家活用事業)、事業承継・引継ぎ補助金(廃業・再チャレンジ事業)の3種類の補助金から構成されています。さらに、事業承継・引継ぎ補助金(経営革新)には、創業支援型、経営者交代型、M&A型の3種類、事業承継・引継ぎ補助金(専門家活用)には、買い手支援型と売り手支援型の2種類の支援類型があります。



## 4. 各補助金交付までの流れ



## 5. 経営革新事業—1

事業承継・引継ぎ補助金(経営革新)には【Ⅰ型】創業支援型、【Ⅱ型】経営者交代型、【Ⅲ型】M&A型の3種類があります。

### 【Ⅰ型】創業支援型

以下の1~2を全て満たすこと

1. 事業承継対象期間内における法人(中小企業者)設立、又は個人事業主としての開業
2. 創業にあたって、廃業を予定している者等から、株式譲渡、事業譲渡等により、有機的一体としての経営資源(設備、従業員、顧客等)の引き継ぎ  
※設備のみを引き継ぐ等、個別の経営資源のみを引き継ぐ場合は原則該当しない



Ⅰ型 創業支援型



Ⅱ型 経営者交代型



Ⅲ型 M&A型

### 【Ⅱ型】経営者交代型

以下の1~2を全て満たすこと

1. 親族内承継や従業員承継等の事業承継(事業再生を伴うものを含む)
2. 産業競争力強化法に基づく認定市区町村又は認定連携創業支援事業者により特定創業支援事業を受ける者等、経営等に関して一定の実績や知識等を有している者であること

### 【Ⅲ型】M&A型

以下の1~2を全て満たすこと

1. 事業再編・事業統合等のM&A
2. 産業競争力強化法に基づく認定市区町村又は認定連携創業支援事業者により特定創業支援事業を受ける者等、経営等に関して一定の実績や知識等を有している者であること

※ 経営者交代型(Ⅱ型)における承継者が法人の場合、事業譲渡や株式譲渡等による承継は原則として対象とならない

※ 創業支援型(Ⅰ型)、M&A型(Ⅲ型)ともに、物品・不動産等のみを保有する事業の承継(売買含む)は対象とならない

## 6. 経営革新事業一2

### ◎ 令和3年度 補正予算の場合

補助額は補助対象経費の3分の2以内であって以下の通り

類型	補助率	補助下限額 <sup>*1</sup>	補助上限額		経費区分
				上乗せ額 (廃業費)	
創業支援型 (I型)	補助対象経費の 3分の2以内 <sup>*2</sup>	100万円	600万円 以内 <sup>*3</sup>	+150万円 以内 <sup>*4</sup>	<b>【事業費】</b> 人件費、店舗等借入費、設備費、 原材料費、産業財産権等関連経費、 謝金、旅費、マーケティング調査費、 広報費、会場借料費、外注費、委 託費  <b>【廃業費】</b> 廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、 原状回復費、リースの解約費、移転・ 移設費用（I型及びIII型のみ）
経営者交代型 (II型)					
M&A型 (III型)					

\*1：交付申請時の補助額が補助下限額を下回る申請（補助対象経費で150万円未満）は受け付けない

\*2：補助額の内400万円～600万円の部分の補助率は1/2となる

\*3：生産性向上要件（「付加価値額」又は「1人当たりの付加価値額」の伸び率が3%/年の向上を含む計画であること。）を満たさない計画の場合は補助上限を400万円以内とする。なお、付加価値額とは、営業利益、人件費、減価償却費を足したものを指す

\*4：廃業費の補助上限額は150万円とする。ただし、廃業費に関しては、少なくとも1つの事業所又は事業の廃業・廃止を伴うものを補助対象とする（一部の事業を承継後に被承継者が、残りの事業の廃業・廃止を行うものも含む）。また、事業の一部廃業に該当する場合は当該一部廃業が補助事業期間内に行われ、行われた事実（設備撤去に伴う検収等）が実績報告時に確認できることが必要となる



## 7. 専門家活用事業一1

事業承継・引継ぎ補助金(専門家活用)には、【I型】買い手支援型、【II型】売り手交代型の2種類があります。



I型 買い手支援型



II型 売り手支援型

### 【I型】買い手支援型

事業再編・事業統合等に伴う経営資源の引継ぎを行う予定の中小企業者等であり、以下のすべての要件を満たすこと

- 事業再編・事業統合等に伴い経営資源を譲り受けた後に、シナジーを活かした経営革新等を行うことが見込まれること。
- 事業再編・事業統合等に伴い経営資源を譲り受けた後に、地域の雇用をはじめ、地域経済全体を牽引する事業を行うことが見込まれること。

### 【II型】売り手支援型

事業再編・事業統合等に伴い自社が有する経営資源を譲り渡す予定の中小企業者等であり、以下の要件をみたすこと

- 地域の雇用をはじめ、地域経済全体を牽引する事業等を行っており、事業再編・事業統合により、これらが第三者により継続されることが見込まれること。

## 8. 専門家活用事業一2

### ◎ 令和3年度 補正予算の場合

類型	補助率	補助下限額(注1)	補助上限額	上乗せ額
				(廃業費)
買い手 支援型 (I型)	補助対象経費の 3分の2 以内	100万円	600万円 以内 (注2)	+150万円 以内 (注3)
売り手 支援型 (II型)				

(注1) 交付申請時の補助額が補助下限額を下回る申請(補助対象経費で150万円未満)は受け付けない。

(注2) 補助事業期間内に経営資源の引継ぎが実現しなかった場合(補助対象事業において、クロージングしなかった場合)、補助上限額(300万円以内)の変更を行う。

(注3) 廃業費の補助上限額は150万円とする。ただし、廃業費に関しては、関連する経営資源の引継ぎが補助事業期間内に実現しなかった場合は補助対象外とする。

## 9. 廃業・再チャレンジ事業

事業承継・引継ぎ補助金(廃業・再チャレンジ)は、廃業・再チャレンジを行う中小企業者等に対する支援であり、以下の行動を伴う廃業を対象とします。

なお、廃業・再チャレンジの申請方法は、経営革新事業及び専門家活用事業と併用する併用申請と廃業・再チャレンジ事業のみを申請する再チャレンジ申請に分かれています。

### (1) 事業承継またはM&Aで事業を譲り受けた後の廃業

事業承継(事業再生を伴うものを含む)によって事業を譲り受けた中小企業者等が、新たな取り組みを実施するにあたって既存の事業あるいは譲り受けた事業の一部を廃業する場合。

※ 経営革新事業との併用

### (2) M&Aで事業を譲り受けた際の廃業

M&Aによって事業を譲り受ける中小企業者等(他者の経営資源を引き継いで創業した者も対象)が、事業を譲り受けるにあたって既存の事業あるいは譲り受けた事業の一部を廃業する場合。

※ 専門家活用事業との併用

### (3) M&Aで事業を譲り渡した際の廃業

M&Aによって事業を譲り渡す中小企業者等が、M&A後も手元に残った事業を廃業する場合。

※ 専門家活用事業との併用

### (4) M&Aで事業を譲り渡せなかった廃業・再チャレンジ

M&Aによって事業を譲り渡せなかった中小企業者等の株主、または個人事業主が、地域の新たな需要の創造または雇用の創出にも資する新たなチャレンジをするために既存事業を廃業する場合。

## 10. まとめ

### ◎ 申請類型を選択する



I型 創業支援型



II型 経営者交代型



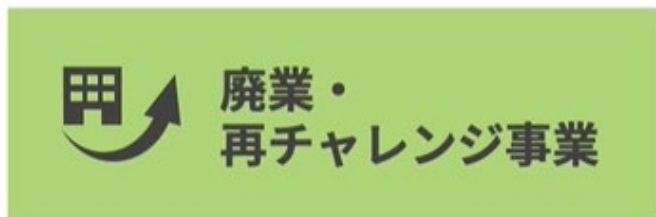
III型 M&A型



I型 買い手支援型



II型 売り手支援型



### ◎ 申請類型の条件に合致するか確認する

### ◎ 申請類型の流れ(事前準備～補助金交付)に従う (「各種補助金交付までの流れ」を参照)

夢と技術の経営研究所  
[www.yumegi.com](http://www.yumegi.com)